

航空法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 20 年 7 月

航空局技術部運航課

1. 背景

近年、航空事故やトラブルを契機とした航空輸送の安全性に関する社会的な関心の高まり、団塊世代のパイロットの退職など、わが国における航空輸送を取り巻く環境の変化は一段と加速している。航空安全技術の分野においてもこれらの動向を把握し、的確に見直しを進める必要があることから、国土交通省では昨年 11 月より「航空安全基準検討委員会」を設置して、有識者による議論を行い、本年 3 月 26 日にアップデートプログラムとして検討結果が取りまとめられたところである。

同プログラムにおいては、将来にわたる運航乗務員の確保・育成対策の一環として、安全性が確保される範囲内で人材の有効活用を図るため、査察操縦士の要件に関する規制を合理化し、模擬飛行装置等による機長審査において、航空身体検査証明の失効により機長認定を失った者を査察操縦士として活用するよう方向性が示されたところである。

こうした背景を踏まえ、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

- ・ 査察操縦士の要件に関する規制の合理化（施行規則第 164 条の 9 等関係）

国土交通大臣の指定を受けた本邦航空運送事業者においては、当該事業者内の査察操縦士が、既に国の機長認定を受け、当該事業者の機長の発令を受けた者に対する各種審査等を、国に代わって行うことができるとされている。この査察操縦士については、機長の認定を受けていることが指名要件とされているが、模擬飛行装置又は飛行訓練装置により機長に係る各種審査等を実施する場合に限り、航空身体検査証明の失効により機長の認定を失った者であっても、査察操縦士として指名することができることとする。

3. スケジュール（予定）

公布：平成 20 年 8 月中旬

施行：平成 20 年 8 月中旬